

「春の全国交通安全運動」が4月6日からスタート

(同時発表： 県警記者クラブ)

「春の全国交通安全運動」が4月6日から15日までの10日間、全国で実施されます。

4月1日から、自転車による一定の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されること、また、自転車乗用中、頭部を守ることが命を守るために有効であることから、「自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用促進」を県の重点項目とし、周知を図ります。

さらに、昨年の県内の交通事故死者のうち、歩行者が占める割合が最多であったことから、歩行者優先のルールを徹底するため、「横断歩道における歩行者優先の徹底」をもう一つの県の重点項目とし、周知を図ります。

県内における交通事故死者数は3月30日現在19人で、前年と比べ12人減少しておりますが、悲惨な交通事故を1件でも減らしていくためには、県民の皆さん一人ひとりが交通安全について考え、安全な行動をとっていただくことが必要です。

人も車も自転車も、交通ルールを守り、お互いに思いやりを持って、交通事故をなくしましょう。

1 実施期間

令和8年4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間

2 運動重点

(1) 全国重点

- ア 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- イ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ウ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(2) 埼玉県重点

ア 自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用促進

イ 横断歩道における歩行者優先の徹底

3 統一行動日

4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日・自転車安全利用の日

※統一行動日とは、関係機関・関係団体が連携を図り、一斉に交通事故防止の啓発に努める日のことです。